

■ 風水害予防計画

第2章 都市の安全性の向上

この計画は災害の発生に備え、市の都市計画や公共事業等を実施するにあたり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために、必要な事項を定めます。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

担当 経営企画部、防災安全部、まちづくり景観部、都市調整部、都市整備部

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考え方も踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ、災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。

第1 計画的な土地利用の推進

災害に強い都市基盤の整備は、適正な土地利用を推進することが基本ですが、特に風水害防災の観点から、下水道整備等とともに緑地の保全を図り、保水機能の向上を図ります。また、市街地の街区内のオープンスペース確保のため、都市公園やコミュニティ拠点の整備を図ります。

第2 自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害から市民の生命、財産を守るために、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

1 施策展開の方向性

- (1) より精度の高い自然災害に対する情報の収集・整備に努め、わかりやすい情報提供を行います。
- (2) 自然災害発生の危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な土地利用を誘導します。

2 推進事業

- (1) 自然災害回避情報の提供
災害履歴や危険区域箇所等を地図化して、市民に提供します。
- (2) 安全な土地利用の誘導
情報提供や法に基づく規制制度等を活用して、安全な土地利用を誘導します。

3 自然災害発生危険箇所の把握

自然災害発生の危険が高い場所の把握のため、国や県などと協力して、自然災害に対する危険箇所調査を実施していきます。

第3 市街地の開発・整備

市街地整備は、市総合計画、都市マスタープラン、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

等に基づき進められていますが、計画に位置付けられている市街地開発事業等のほか、防災上再開発等が必要と考えられる地区においても、各種事業手法による整備を促進していきます。

第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

担当 防災安全部（総合防災課）、都市調整部（都市調整課）、文化財部（文化財課）、まちづくり景観部（みどり課）

第1 歴史的遺産と自然環境の保全

本市は数多くの歴史的遺産を持つ古都として、歴史的遺産と自然環境の保全を図りつつ、安全な都市空間の確保に努めます。

1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

延焼防止機能を有する緑が、国指定史跡や歴史的風土特別保存地区をはじめ、重要な歴史文化資源と結びついていることから、市は、国や県が行う事業に協力して、その保全に努めます。

その一方で、これらの緑が分布する地域の多くでは、がけ崩れ・土石流の恐れがある箇所も含まれていることから、安全対策を合わせて推進します。

2 文化財災害の予防

市は、文化財所有者・管理者及び関係機関との緊密な連携をとりながら、文化財を災害から守るため、災害発生時における迅速な応急措置がとれるよう、体制の強化に努めるほか、文化財の状況に応じて防災及び防犯設備の設置を促進します。

第2 被災文化財の修復・再生対策の検討

市は、史跡、文化財等の防災対策の検討を進めるとともに、映像、図面等による災害発生前の文化財の状況の詳細な記録保存など、被災文化財の修復・再生のための対策を検討します。

第3節 治水対策

担当 防災安全部（総合防災課）、都市調整部（都市調整課、開発審査課）、都市整備部（道路課、道水路管理課、下水道河川課）

市は、中小河川・水路の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。

市は、雨水調整池の整備、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水遊水機能が確保されるように努めます。

市は、市街地開発事業等に伴い必要となる雨水流出抑制対策の方法として事業地内において遊水機能を持たせた施設の設置や、斜面崩壊及び地すべり防止を考えた土地利用計画を推進します。

第1 安全性に配慮した行政指導の実施

市は、市街地開発事業等において、雨水貯留・浸透施設の設置や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた雨水流出抑制対策を実施するよう事業者を指導します。

第2 浸水想定区域における避難の確保

市は、鎌倉駅周辺、腰越、深沢・手広、大船駅周辺などを中心に、浸水想定区域の指定を行っており、周知のために「洪水・内水ハザードマップ」を作成しています。ハザードマップには、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設等の情報を記載しており、市はこれらの情報の周知活動を継続して行い、日頃からの備えを啓発します。

1 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものや大規模な工場その他の施設(条例で定める基準に該当する施設のうち、施設所有者等からの申出があったもの。以下、「大規模工場等」という。)については、洪水予報の伝達方法を定めます。

2 自衛水防の取組の促進

市は、要配慮者関連施設の所有者等が避難確保計画を、大規模工場等の所有者等が浸水防止計画をそれぞれ作成し、自主防災組織を設置して、訓練を実施するよう促進します。

第3 特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害対策の推進

平成15年に制定された特定都市河川浸水被害対策法は、河川と下水道との連携を図り、都市部の河川における浸水被害の防止を図ることを目的としています。

鎌倉市では、平成26年6月1日付で、境川(柏尾川)流域が特定都市河川流域に指定され、同流域において、宅地等以外の土地を宅地化するなど、雨水の地下浸透を阻害する行為を1,000平方メートル以上の土地で行う場合、雨水貯留・浸透施設の設置が義務付けられました。また、同法に基づき神奈川県、東京都、境川流域市及び同河川流域の下水道管理者が共同して「流域水害対策計画」を定めることとなります。

したがって、今後は、境川上流部の東京都を含む流域市との連携を強化し、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備、情報収集・伝達体制の確立など、浸水被害を防止するための対策を推進します。

第4節 河川改修

担当 都市整備部(道水路管理課、下水道河川課)

市内を流れる河川のうち、改修を必要とする河川は、1時間あたり50mm~60mm相当の降雨(4年~10年に1回の降雨)の計画規模を当面の目標として推進します。

第1 計画的な河川改修の実施

県が管理している二級河川の柏尾川は、県の都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)によ

る整備促進を要望します。また、市が管理している準用河川の神戸川（二級河川の部分を除く）、砂押川、小袋谷川、新川の改修も継続して実施していきます。

準用河川の改修は、改修基本計画に基づき、効率的で効果的な改修事業を推進します。

また、大雨や台風時における河川護岸等の施設の損壊を未然に防いだり、浸水被害を解消するため、施設の改修や浚渫などの適切な維持管理に努めます。合わせて、普通河川滑川・滝ノ川の改修計画について検討を行います。

第5節 下水道整備・維持管理

担当 都市整備部（下水道河川課）

市は、雨水排水施設等の整備・維持管理を引き続き促進していきます。

また、排水施設等の整備・維持管理については河川改修事業との連携を図りながら、さらに、安全性の向上を図ります。

第1 下水道施設の整備・維持管理

1 雨水管渠等の整備・維持管理

市は、鎌倉市公共下水道（雨水）の事業計画に基づいた雨水管渠等の整備とともに適正な維持管理を行い、浸水被害の解消を図ります。

2 マンホール等の対策

市は、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を推進します。

第6節 高潮対策

担当 市民活動部（産業振興課）、都市整備部

市は、海岸及び背後地の地形や海岸保全施設等の整備状況、地域の自然特性、社会経済特性などを踏まえ、高潮に対する防護及び被害軽減の効果が最大限に発揮されるよう、ハード・ソフト両面からの防災対策を推進します。

第1 高潮対策の推進

横浜地方気象台では、高潮に注意・警戒が必要な時間帯を可能な限り日時を明示して提供するとともに、高潮の程度を表現する際には、従来からの県内における東京湾平均海面上の予想だけでなく、過去の観測記録を示す等、きめ細かい高潮の予測情報を提供しています。

市は、市民、漁業関係者及び海浜利用者に対して避難体制の万全を期するために、防潮堤及び防潮扉の改良など防波施設等の整備を県に協力して推進します。また、漁船等の安全を確保するため、漁業施設の改善を図ります。

第7節 がけ崩れ・土石流対策

担当 防災安全部（総合防災課）、都市整備部（公園課、道路課、道水路管理課）、
まちづくり景観部（みどり課）、都市調整部（都市調整課）

市は、がけ崩れ・土石流により被害が予想される危険区域を把握するとともに、その情報を市民に的確に伝え、市民と行政が協力して土砂災害を回避するための、安全な土地利用を促進します。また、住民等には早期避難を呼びかけ、保安措置等の指導を行うとともに、関係機関と密接な連絡を保ち、緑の基本計画をはじめ各行政計画と連携して、土砂災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進します。なお、県の調査では鎌倉市内に地すべり危険箇所はありません。

第1 がけ崩れ・土石流対策

1 がけ崩れ・土石流のおそれのある箇所の調査把握

がけ崩れ・土石流により人家に被害を及ぼすおそれのある箇所や、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域で被害を及ぼすおそれのある箇所を、県との連携も含め調査・把握するとともに、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行います。

2 急傾斜地崩壊危険区域の対策

急傾斜地の崩壊が助長又は誘発される恐れがあり、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」及び関連基準に適合する場合は、市が窓口となり、県に対して「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について要望するとともに、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぐための協力を行います。

表2-1 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

項目	概要
指定基準	○傾斜度が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ ○崩壊により被害が生じるおそれがある住家が5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に被害が生じるおそれがある区域

表2-2 急傾斜地崩壊対策事業の概要（県の事業）

事業名称	対象の概要	内容
急傾斜地崩壊対策事業	○高さ5mを超える自然がけ ○崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施

3 土砂災害防止対策

市は、土砂災害を防ぐため、防災工事及び伐採工事などの土砂災害防止の工事を行う者に対し、「既成宅地等防災工事資金助成制度」を用意し、防災工事の促進を図ります。

表2-3 既成宅地等防災工事資金助成制度等の概要

事業名称		対象の概要	内容
市の事業	既成宅地等防災工事助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域及びこれらと同程度の区域 ○高さ2m以上のがけ ○角度30度以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある ○防災工事は人家を新築・建替してから10年を経過 ○伐採工事は人家を新築・建替してから5年を経過（対象樹木は直径15cm以上） ○人家を新築・建替する目的以外の工事 ○公共団体や公共企業体、宅地造成を業とする方以外の方 	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事、伐採工事の助成を行う。また、伐採工事以外の防災工事費補助金を受けるかたは、利子補給金の助成を受けられる。
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構により工事費の貸付を受けられる。

4 保安林内の防災対策

国又は県が指定した保安林から周辺住宅への土砂の流出、崩壊等による災害が予測される場合は、市はその防止のために県が行う保安林治山事業に協力します。

5 樹林地の管理

民有地の樹林地の管理は、土地所有者の責務ですが、古都法等の法令により指定され一定の土地利用が制限されている区域の樹林については、樹林を良好に管理することを支援するため、市が土地所有者に代わり、鎌倉市樹林地の管理に関する要綱に基づき、樹林管理事業を実施しています。

事業は、樹林の所有者または管理者からの申請に基づき、区域縁辺部の樹木が隣接する家屋等に与える影響の度合に応じて、枝払いや伐採等を行い、結果として民有地の防災対策に寄与しています。

6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

市内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下、「土砂災害防止法」という。）」に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域があります。市は、土砂災害警戒区域の危険性の周知や、警戒避難体制の整備を推進します。

現在は、急傾斜地の崩壊の恐れがある箇所が指定されていますが、市内には土石流が発生する恐れのある溪流（47箇所）もあることから、指定箇所の拡大を県に要望します。

表2-4 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の概要

種別	災害種別	区域
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面上端から 10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内）
	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流	土砂災害警戒区域のうち、土石などの移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

7 土砂災害特別警戒区域内における各種規制

土砂災害特別警戒区域においては、非自己用住宅、社会福祉施設、学校、医療施設などの開発行為に対する許可制（県知事）、新築建築物等の構造規制（市建築主事又は指定確認検査機関）、建築物の移転などの勧告（県知事）がなされることとなります。

なお、現在の市内での指定はありませんが、以下の支援があります。

表2-5 建築物の移転等の支援措置

支援措置	内容
住宅金融公庫の融資	地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられる。
住宅・建築物耐震改修等事業による補助	特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行うものに対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に変わる住宅の建設に要する費用の一部が補助される。
土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制	土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除する。
日本政策投資銀行の融資	(1) 土砂災害特別警戒区域の開発にかかる防災対策 土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域内のがけ地等を含む区域における土砂災害の防止に関する設備事業に対し、整備区域とその周辺の安全性が確保されることを条件に、用地取得費及び造成費について融資が受けらる。 (2) 建築物（学校及び医療施設）の土砂災害特別警戒区域外への移転 土砂災害特別警戒区域内の医療施設や一部の学校について、区域外への移転によって土砂災害に対する安全を確保する行為の用地

取得費及び工事費について融資が受けられる。

第2 警戒避難体制の整備

1 警戒避難体制の整備

土砂災害発生の予測は非常に難しいところですが、人命の安全確保を図るため、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害警戒情報等について、周辺市民への周知と警戒避難体制の確立を図ります。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表する防災情報です。

市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制・パトロール・地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制等の整備に努めます。

3 避難措置

土砂災害の発生するおそれのある場合、又は急傾斜地が崩壊し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて避難準備情報・避難勧告又は指示を発令し、被害の未然防止を図ります。

4 避難情報の市民への伝達

避難情報等は、防災行政用無線等の情報伝達手段により、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。また、その際、要配慮者には十分配慮します。

また、異常発生時には、市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるよう指導します。

第3 防災知識の普及徹底

市では、県が指定した「土砂災害警戒区域」をもとに、土砂災害ハザードマップを作成しています。土砂災害の特殊性から、特に危険区域の市民に対して、土砂災害の予防及び応急対策に関する知識の普及を図ります。

また、災害の予兆現象に関する情報は、住民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図ります。

第4 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

市は、要配慮者関連施設を土砂災害から守るために、施設の管理者に対して、県と協力して、危険箇所及び危険区域・避難場所・警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立等の防災体制の整備に努めるよう指導します。

第8節 造成地の災害防止

担当 都市調整部（開発審査課）

第1 宅地造成地の災害防止

市は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出による災害防止のため、宅地造成工事規制区域において、同法で定められた技術基準により、許可処分や指導等の必要な規制を行ないます。

第9節 地盤沈下の防止

担当 環境部（環境保全課）

第1 地盤沈下の防止対策

市は、県条例で指定する地下水採取規制地域外ですが、規制地域の周辺部に位置するため、県と連携し、水準測量調査を継続します。また、市内において地盤沈下が見られた場合は、県と連携し、地盤沈下量の調査や地下水摂取規制等を実施していきます。

第10節 建築物の安全確保対策

担当 防災安全部（総合防災課）、都市調整部（建築指導課）

市は、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保や落下物の防止対策について取り組んでいきます。

また、市は、大雨等による建築物への浸水防止対策を助言します。

第1 普及・啓発

市は、県と連携して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及・啓発を行うとともに、建築物所有（管理）者に対して、指導助言を行います。

第2 応急対策上重要な施設の安全確保

市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設・学校・行政関連施設・医療機関等の応急対策上重要な施設・要配慮者に関わる社会福祉施設・医療施設等については、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

第3 法に基づく建築物の安全性の確認

市及び指定確認検査機関は、建築基準法第6条に基づく確認申請時に、三階建て以上の木造の住宅など構造計算が必要な建築物について、構造計算等のチェックを行い、建築物の安全性を確認しています。

また、建築基準法第12条第1項に基づき、毎年、一定規模以上の建築物の所有者等に広告板等の劣化状況の点検結果の報告を求めています。

第11節 ライフラインの安全対策

担当 都市整備部（下水道河川課、道水路管理課）
神奈川県企業庁、ライフライン事業者、浄化センター

上下水道・電気・ガス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であり、また、ライフラインの被災は安否確認・住民の避難・救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、災害時にもその機能が確保できるよう、各事業者は、施設の多重化や代替設備の整備等を進め、施設の安全性のより一層の向上に努めます。

第1 上水道

県営水道は、台風等による電力供給停止に伴う長時間の停電に備え、浄水場における非常用予備発電設備及び加圧ポンプ所非常用発電設備の設置を進めます。

また、災害時の関係事業者間の連携や応援協力体制の整備などを進めます。

第2 下水道

市は、下水道施設の災害に対する安全性を確保するため、浄化センター（下水道終末処理場）や管渠のネットワーク等のバックアップ体制の整備を進めます。

停電時に備え、浄化センター及びポンプ場の非常用自家発電設備の適正な維持管理を図ります。長時間停電や燃料の未入荷への対応として、処理能力を最小限維持するため、再生可能エネルギーを活用した非常用発電装置等の設置などについても、検討します。

第3 電気

東京電力(株)は、災害に強い電力設備づくりとして、防災性の向上に取り組むとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

第4 ガス

東京ガス(株)は、ガス施設の機能確保のため、系統の多重化、拠点の分散などに努めるとともに、臨時供給のための移動式ガス発生設備などの整備に努めます。

また、ガスを安定的かつ適切に供給するため、緊急遮断装置の設置を推進します。

第5 電話

電気通信事業者は、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行います。

また、輻輳対策として、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」を運用することとしています。

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、避難行動等の応急対策活動を適切に実施することが、被害の拡大を軽減・防止するための鍵といえます。

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に市民及び防災関係機関が速やかに応急対策活動等を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策を定めます。

第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充

担当 経営企画部（秘書広報課、情報推進課）、総務部（管財課）、防災安全部（総合防災課）

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、気象・洪水情報及び避難情報あるいは被害情報等各種の情報量が飛躍的に増大します。このため、これらの各種情報を的確に把握して処理、判断するとともに、関係機関及び市民に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。このため、情報の収集及び伝達に必要な防災情報施設及び通信施設の整備拡充を図ります。

第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実

1 通信施設の整備拡充

市民への確実な情報伝達のため、防災行政用無線の機器更新や子局の強化を図ります。また、今後新たな補完措置等の充実を図ります。

2 市庁舎及び出先施設の通信機器等の復旧

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における情報収集・情報配信には、誰もが各種システムを活用できる環境が求められます。停電等が発生した際、各種システムを正常稼働させるためには、少なくとも市庁舎の一部の通信機器等が稼働するとともに、通信回線の確保が必須です。非常用発電機や太陽光発電設備等を活用した非常用電源のさらなる整備とあわせて非常時の通信回線の確保を図ります。

3 防災情報システムの活用

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災・安全情報メール配信サービスや緊急速報メール（エリアメール）配信体制の維持管理を行います。

今後は、市役所各課が活用しているtwitterなど、他システムとの連携等により、さらなる高度な活用や新たな伝達手段の導入を検討します。

第2 被災者支援

市は、被災者を支援するため、あらかじめ災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。

なお、支援情報は、防災行政用無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供できるよう努めます。その際、要配慮者にも配慮した提供方法とするよう努めます。

また、市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等各種通信手段を活用できる体制の整備に努めます。

第3 報道機関の活用

市は、放送事業者との「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、災害時には特別放送に切り替えるよう依頼し、防災情報などを市民等へ提供できるよう、体制の確立を図ります。また、その他報道機関とも連携し、市民等へ情報提供ができるよう、体制の確立を図ります。

第4 アマチュア無線団体との連携

市は、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

第2節 災害対策本部組織体制等の拡充

担当 経営企画部（情報推進課）、総務部（管財課）、防災安全部（総合防災課、危機管理課）

第1 組織体制の充実等

災害が発生、又は発生する恐れがある場合の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害警戒本部や災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。その際、専門的知見を有する職員の確保及び育成・参集基準の明確化・連絡手段の確保・参集手段の確保・参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するとともに、本部施設や必要な資機材等の整備にも努めます。

また、県や防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。

さらに、災害が発生、又は発生する恐れがある場合に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携等について徹底を図ります。

第2 現地災害対策本部の体制の整備

市は、災害発生地域において災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。このため、市は、現地災害対策本部機能の充実、現地災害対策本部との連絡体制の強化等のため、資機材等の充実を図ります。

第3 防災拠点等の機能確保

市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設・設備の、充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設・設備について、太陽光など再生可能エネルギーの活用等にも対応した自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。

また、これらの防災拠点等の運営が円滑に実施されるよう、人員の配置、業務マニュアルの整備

及び要員に対する教育訓練の実施に努めます。

第4 業務継続性の確保

市は、災害が発生、又は発生する恐れがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入する事前の準備体制と事後の対応力の強化を図りながら、業務継続性の確保を図ります。

第3節 救助・救急活動体制の充実

担当 防災安全部（総合防災課）、消防本部

第1 消防力の充実強化

災害時における消防防災の拠点となる消防施設等については、消防の責務を十分に果たすため、その充実強化に努め、消防力の向上を図ります。

1 消防署所の整備

災害の予防及び被害の軽減を図るため、現在の署所を適正に維持するとともに、費用対効果を勘案しながら、消防力の重複地域を解消するため、管轄地域にバランスよく配置するよう署所の適正な配置に努め、総合的な消防力の向上及び消防体制の充実強化を図ります。

2 消防機械の整備

消防ポンプ自動車・高規格救急自動車等の車両の充実を図るとともに、災害の多様化に対応するため、はしご自動車・化学消防車・救助工作車等の特殊車両及び消防資機材の整備を図ります。特に救急要請の増加に対応するため、資機材の充実を推進します。

3 消防水利の整備

消防水利の基準（昭和39年消防庁告第7号）に基づき、消防水利（消火栓、防火水槽等）の整備に努めます。

4 消防通信指令施設

指揮・命令・情報等連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を促進するため、消防通信施設の強化・整備を推進します。

5 消防団の強化

災害が発生、又は発生する恐れがある場合、常備消防隊等と一体となって活動する消防団については、幹部・機関員・団員等に対して、それぞれ必要に応じた教育を行うとともに、消防施設及び資機材の充実強化に努めます。

第2 救助・救急体制の整備

1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、救助隊員に対し、教育訓練等を実施して隊員の資質の向上を図るとともに、救助工作車及び高度な技術・資機材を有する救助隊の強化・整備に努めます。

2 医療機関との連携体制の充実

市は、大規模災害及び多数傷病者が発生する事故に備え、医療機関と連携した医師の現場派遣体制を整備するとともに、災害拠点病院等に救急隊を配置する等、災害時におけるDMAT等の災害医療チームとの連携強化に努めます。

第3 広域受援体制の強化

市は、県・警察・自衛隊・海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援助隊について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう、体制を整備します。

第4節 警備・救助対策

担当 神奈川県警察

第1 災害時の対応と任務

県警察は、災害が発生した場合には早期に警備体制を確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命・身体・財産の保護・混乱の早期収拾を図るなどにより、県民の社会生活の安定に努めます。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図ります。

第2 救出救助用資機材の整備

県警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材・救出救助用資機材等、必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料・飲料水・燃料・電池・その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

第3 応援部隊の受入体制の確立

県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。

第5節 避難対策

担当 防災安全部（総合防災課）、都市整備部（建築住宅課）

災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、市民の安全を確保するため、市はあらかじめ安全かつ迅速な避難誘導がおこなえるよう、対策を行います。

第1 避難勧告等の発令基準の作成

市は、災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に適切な避難勧告を実施するため、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、できる限

り客観的な数値により整理した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備するよう努めます。

なお、避難勧告等の発令の判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう、総合的に判断します。

避難に際しては、避難行動要支援者等に配慮するため、避難準備情報を位置づけます。

表 3-1 避難勧告等の類型別一覧

避難の類型	発令時の状況
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階 人的被害の発生する可能性が高まった状況
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
避難指示	前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況

第2 避難勧告等伝達

市は、避難勧告等の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政用無線や消防団・自主防災組織をはじめとした、効率的かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民等に迅速かつ的確に情報を伝達出来るよう努めます。

市は、気象情報・避難勧告等を住民等への周知にあたって、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するよう努めます。

市は、同一の水系を有する他市町等との間で、相互に避難勧告等の情報を共有するよう努めます。

第3 避難場所の確保及び整備

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民等に危険が切迫している際に、一時的に避難するための場所として、以下の指定避難所等をあらかじめ指定します。

市は、避難誘導標識の設置等により、住民等への周知徹底を図るほか、避難所等が被災する恐れがある場合は、より安全な避難所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努めます。

なお、避難所となる公共公益施設では施設のバリアフリー化に努めます。

1 指定緊急避難場所（集合場所）

家屋の倒壊や浸水などによって居住場所を失ったとき、又は失うおそれのあるときは、あらかじめ自主防災組織ごとに事前に決められた指定緊急避難場所へ一時的に避難し、その後、集団で指定避難所（ミニ防災拠点）へ避難します。また、指定緊急避難場所を指定した場合は、その旨を県知事に報告します。

2 指定避難所（ミニ防災拠点）

風水害等の災害が発生する恐れがある場合など、住民等への危険が切迫した際に、早期の段階で開設する避難所で、市立の小・中学校を指定しています。非常食・毛布・防災資機材を備蓄していますが、今後は、災害時の電源の多様化を図るため、太陽光などの再生可能エネルギーの活用等を

進めます。また、指定避難所を指定した場合は、その旨を県知事に報告します。

3 補助避難所（予備避難所）

必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定しています。

4 その他の避難所

協定などに基づき、災害時の状況により開設する避難所です。

(1) 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害時において、帰宅困難者を一時的に収容する施設です。

(2) 二次避難所

災害時において、要配慮者の緊急受入れを行う施設です。

(3) 福祉避難所

寝たきり高齢者、障害者、妊産婦等の一般の避難所で共同生活が困難な要配慮者及び二次避難所に収容が困難になった要配慮者を収容する施設です。

5 風水害等避難場所

大規模災害が発生又は発生が予想される場合に、状況に応じて市が判断し、指定避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所に加えて開設する避難所です。この風水害等避難場所を指定した場合は、その旨を県知事に報告します。

◆ 資料3-2：被災者収容施設（避難所等）一覧表 ◆ 資料3-3：風水害等避難場所一覧表

第4 避難計画の策定

市は、災害が発生、又は発生する恐れがある場合に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織等による避難計画の策定について必要な助言や指導を行います。

第5 避難所の運営

「神奈川県避難所マニュアル策定指針」をもとに、自治会・町内会代表者等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置します。

各避難所運営委員会は市の支援を受け、地域ごとに避難所運営マニュアルを作成し、避難所の円滑な運営を図ります。なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討します。

さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者への支援・避難者のプライバシーの確保・男女のニーズの違い・男女双方の視点等に十分配慮します。

第6 市民への周知

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所・避難経路・避難指示方法について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。

なお、指定避難所・補助避難所・その他の避難所・風水害等避難場所といった各避難場所の役割の違いについて、住民への周知徹底を図ります。

第7 避難訓練の実施

市は、風水害等の災害が発生することを想定した避難訓練を実施し、避難行動時における混乱防止を図ります。

第8 応急仮設住宅等

1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行います。市は、応急仮設住宅建設候補地データの更新を行い、関係団体との協議を深め、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、市と県の役割分担と協力関係を明確にし、災害時に備えます。

2 空き家等の把握

市は、災害時における被災者の住居として利用可能な市営住宅の管理に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備します。

3 ペット対策

飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、災害時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が県獣医師会湘南支部等と協議し決定します。

避難所におけるペットの扱いについては、各避難所の避難所運営委員会において事前に検討しておきます。また、市は、避難所でのペットの受け入れのためのマニュアルを作成します。

4 市外避難者への支援体制

市は、他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や、支援サービスの提供ができる体制の整備を図ります。

第6節 帰宅困難者対策

担当 防災安全部（総合防災課）、市民活動部（観光商工課）、
公共交通事業者、事業所・学校等

市は、台風等の大雨などにより公共交通機関が運休した際の帰宅困難者対策について、関係機関、企業等と協力して以下のような課題に取り組みます。

第1 帰宅困難者の発生の抑制対策

1 関係機関、企業等への要請

市は、市内の関係機関、企業等に対して、従業員、生徒等のほか、観光客、訪問者・利用者等について、台風等の大雨などにより公共交通期間の運休が想定される場合は、気象情報等により早期の帰宅指示を行うよう要請します。また、帰宅が困難になった場合に備えて、市内の関係機関、企業等に対して一時収容を図るよう要請します。

- (1) 関係機関、企業等は、災害発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれるときは、事業所建物や事業所周辺の被害状況を確認の上、従業員

等の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとします。また、市が公共施設や小・中学校等で行う備蓄の他に関係機関、企業等は、必要な飲料水・食料・毛布などの備蓄に努めるものとします。

- (2) 大規模な集客施設や鉄道駅、社寺・名所旧跡等においては、多くの来街者、旅客、観光客など帰宅困難者等の発生による混乱が予想されることから、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機・誘導に努めるものとします。
- (3) 関係機関、企業等は、業務継続計画（BCP）等に、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておくものとします。

2 安否確認手段の周知

市は、日頃から「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言板（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

第2 帰宅困難者への支援対策

1 避難場所の確保及び避難誘導體制の検討

市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難所（一時滞在施設）を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。

2 帰宅困難者への対応の検討

市は、帰宅困難者の対応について、あらかじめ定めるとともに、関係機関、企業等に協力を要請します。

3 情報収集・提供体制の検討

市は、帰宅困難者を誘導するために必要となる、交通情報や駅周辺及び避難場所の混雑情報等の収集、また正確な情報提供に必要な体制を定めます。

- ◆ 資料3-2：被災者収容施設（避難所等）一覧表

第7節 要配慮者対策

担当 こどもみらい部（保育課、青少年課）、健康福祉部（福祉総務課、生活福祉課、高齢者いきいき課、障害者福祉課）、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）、社会福祉施設等

近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平成25年6月に改正された災害対策基本法及び、避難行動要支援者の支援に関する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づき、鎌倉市災害時避難行動要支援者支援プランを策定します。さらに、個人情報に配慮しつつ要配慮者の情報を市内で共有・把握するとともに、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備します。

第1 避難誘導及び生活支援体制の整備

1 避難誘導、搬送等

市及び施設の管理者は、鎌倉市災害時避難行動要支援者支援プランを基に、要配慮者の避難誘導・搬送等についてマニュアルを整備し、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

2 避難対策及び生活支援

- (1) 避難所において要配慮者等が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努めます。
- (2) 要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心した生活ができる体制を整備した避難所の指定に努めます。
- (3) 福祉避難所として、設備・体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。
- (4) 重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者、及び社会福祉施設に収容が困難になった者については、特別養護老人ホーム等の協力により収容します。

3 医療体制の整備

人工透析患者等の内部障害者・内臓疾患患者等の治療を行う体制の確保等について、県は、災害時における支援体制の整備に努めます。

妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、妊産婦及び新生児は、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、避難所等における適切な対応に努めます。

第2 社会福祉施設対策

1 防災設備等の整備

市は、社会福祉施設の管理者に対して危険箇所及び危険区域・避難場所・警戒避難基準等の情報の提供に努めます。

また、社会福祉施設の管理者は、電気・水道等の供給停止に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品類等の備蓄に努めます。また、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材や、医療用・介護用機器を稼働させるのに必要な最低限の電力確保のため、太陽光など再生可能エネルギーの活用等にも対応した非常用発電機等の整備を検討します。

さらに、要配慮者は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため防災行政用無線等の情報伝達手段を利用した、情報提供の充実に努めます。

2 社会福祉施設への受入れ

要配慮者における自力避難困難者に対する避難誘導・輸送等については、自主防災組織・近隣居住者等による協力体制を整えます。

特に、避難所での対応が困難となった要配慮者については、社会福祉施設に家族単位で受入できるよう、避難所運営委員会において保健師・ケースワーカー等と事前に協議します。

また、重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び社会福祉施設に収容が困難になった者については、特別養護老人ホーム等の協力により受入れます。

3 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確

にしておきます。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であることなど悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との日常の連携が密になるよう努め、施設利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行います。

4 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図ります。

5 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や利用者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施します。

また、施設職員や利用者が、災害等の切迫した危機的状況下でも、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施します。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努めます。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備します。

第3 在宅者対策

1 要配慮者情報の収集と共有

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の迅速な避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を行うためには、日ごろから要配慮者の情報を収集・整理しておくことが重要です。市は、関連部門が把握している要配慮者に関する情報を、災害時に活用することをめざすとともに、自主防災組織や民生委員・児童委員などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備を進めます。

2 鎌倉市災害時避難行動要支援者支援プランの策定

災害時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、その支援体制等を定めた鎌倉市災害時避難行動要支援者支援プランを策定します。

3 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 市は、要配慮者の所在・状況を把握し、特に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の救出及び避難誘導、安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿を作成します。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次に掲げる避難行動要支援者とします。

- ・ 65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・ 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・ 療育手帳A1、A2の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 介護保険法の要介護度3～5の方
- ・ 上記に準じる方で、支援を希望し個人情報の提供を承諾する方（手上げ方式による方）

(3) 避難行動要支援者名簿には、次に掲げる避難行動要支援者に関する事項を記載し、又は記録します。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市が必要と認める事項

(4) 市は定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備えます。また災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管します。

(5) 市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、県警察・市社会福祉協議会や、情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた民生委員・児童委員・自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）へ提供します。

4 緊急通報システム（緊急通報装置）の活用

市は、高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム（緊急通報装置）を整備しており、緊急時の対策を講じています。

5 防災知識の普及・啓発

災害時における要配慮者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県・市及び市社会福祉協議会は、市民に対し、パンフレット等を配布するとともに、特に要配慮者及びその家族に対しては、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の普及・啓発に努めます。

第4 保育所等における対策

市は、災害による保育所及び放課後児童クラブ（以下、「保育所等」という。）の施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保するため、次の対策を実施します。

(1) 保育所等の施設・設備の定期的な安全点検を実施し、安全性を確保します。

(2) 保育所等は、災害用備蓄品及び災害用備蓄非常食の管理を行います。

(3) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における児童の避難誘導や、保護者

への引き渡し方法等をあらかじめ定めるとともに、平常時から保護者との連携を図ります。

- (4) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的実施します。

第5 外国人対策

日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の行動に不安のある外国人（日本語以外の言語を母語とする市民を含む。）が存在することから、外国人に対して災害に関する基礎的な知識や災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にとるべき行動について啓発に努めます。

また、外国語による表示、冊子、放送のほか、広報誌、広報車、懸垂幕等、様々な広報手段を活用するよう努めるほか、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施できるよう努めます。

第6 医療機関における対策

医療機関の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ確かな対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておきます。特に、夜間における通報連絡や入院患者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であることなど悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

また、医療機関の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との日常の連携が密になるよう努め、施設利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行います。

第7 学校における対策

学校の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における児童・生徒の安全確保のため、各学校で作成している学校防災計画等を必要に応じて見直し、実効性のある防災計画を定めます。

第8節 孤立化地域への対策

担当 防災安全部（総合防災課）、都市整備部（道路課、道水路管理課）

第1 孤立化予想地域の把握

う回路のない地域について、周辺の避難所等と接続する道路構造・地形条件から、土砂災害や浸水被害に伴う交通遮断によって孤立化が予想される地域の事前把握に努めます。

第2 予防対策

1 市民への周知

土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップ等の配布により、土砂災害危険箇所や浸水区域、

また、危険区域からの避難方法等について市民へ周知します。

孤立化が予想される地域の住民に対しては、各家庭における十分な食料や飲料水等の備蓄に努めるよう啓発します。

2 交通の整備

孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路等の整備に努めるとともに、孤立化地域が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員・物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段が迅速に確保できるよう努めます。

3 通信手段の整備

一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の整備等を行い、孤立化予想地域との通信の確保対策に努めます。

4 電力の確保

停電に備え、孤立化予想地域における自家発電機の整備や燃料の備蓄について検討します。

5 協力・連携体制の整備

土砂災害及び洪水による被害等により、孤立化地域が発生した場合に備え、市は、県や自衛隊等との協力体制が迅速に確立できるよう、平常時から連携強化に努めます。

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

担当 防災安全部（総合防災課）

市及び関係機関は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び食料、飲料水、生活必需品等の確保を図るとともに防災倉庫の増設に努めます。

また、備蓄を行うにあたって、初期の対応に十分な量の備蓄に努めるとともに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮します。さらに、市民や企業等による備蓄の啓発に努めます。

第1 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保

1 食料・生活必需品等の備蓄及び確保

市は、市民の食料・生活必需品等の備蓄に努めます。また、食料・生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者、年少者や女性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

なお、市は、食料関係機関・物資販売業者と物資調達に関する協定を締結しています。

2 飲料水の確保

市は、1人1日3リットルを目標として飲料水の確保に努めるとともに、生活用水の確保に努めます。

第2 防災資機材等の整備

市及び関係機関は、災害応急対策に必要な防災資機材を整備し、拡充を図ります。

第3 防災倉庫及び救援物資ターミナルの整備

現在、市の公共施設や小・中学校等に、コンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置し、食料、生活必需品の備蓄を図っています。防災倉庫等の設置について計画的な推進を図るとともに、備蓄物資の更新を行います。さらに、太陽光などの再生可能エネルギーなどを活用した、自立電源の確保を検討します。

また、救援物資ターミナルを設置して救援物資・調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、配送等を行うため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。

なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。

第4 市民・企業等の備蓄

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にライフラインの供給や食料等の確保に支障が生じる可能性があることを考慮し、市民や企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、トイレトーパー等の買置き、非常持出品（常備薬・懐中電灯・ラジオ・乾電池・携帯トイレ等）の備蓄に努めるよう啓発します。

第10節 医療・救護・防疫対策

担当 防災安全部（総合防災課）、健康福祉部（市民健康課）、
公益社団法人鎌倉医師会（以下、「鎌倉市医師会」という。）、一般社団法人鎌倉市歯科医師会（以下、「鎌倉市歯科医師会」という。）、公益社団法人鎌倉市薬剤師会（以下、「鎌倉市薬剤師会」という。）

第1 災害拠点病院の機能強化

1 情報伝達手段の整備

災害拠点病院への無線装置等情報通信機器は、県が計画的に整備します。

2 災害拠点病院の機能強化

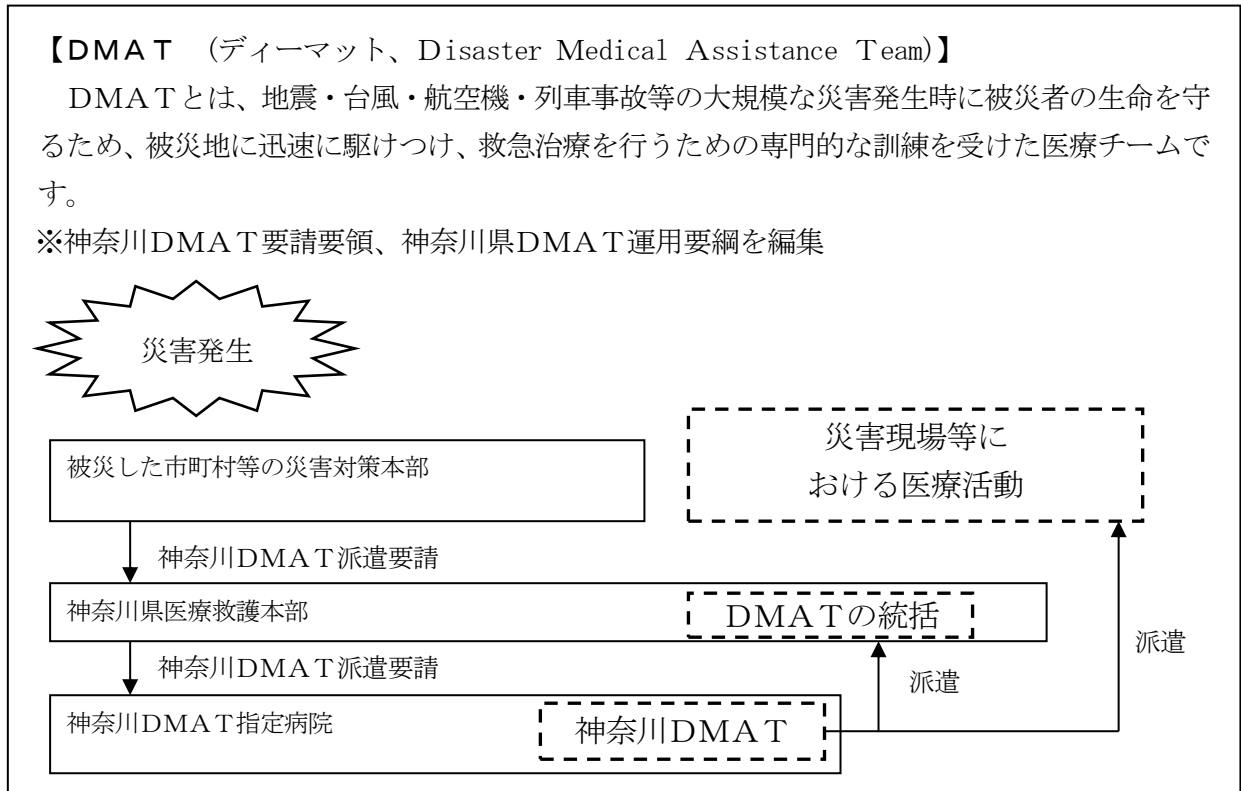
災害拠点病院は、災害医療に必要な施設整備や、医療機器等の設備整備を計画的に進めます。

また、ライフラインが途絶した場合に備えて、太陽光など再生可能エネルギーの活用等にも対応した非常用自家発電設備の増強等を計画的に進めるとともに、医薬品や診療材料等の確保に努めます。

第2 活動体制の整備

市は、医療救護活動を行う仮設救護所をあらかじめ指定するとともに、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会等の関係団体と連携を図り、組織体制の充実に努めます。

また、大規模災害時においてDMAT（災害派遣医療チーム）の円滑な受入れを行うため、県及び関係機関との連絡体制の整備に努めます。



第3 医薬品の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品等について、効率的な備蓄を進めるとともに、不足が生じた場合は、県及び関係機関から円滑に確保できるよう、調達体制を整えます。

第4 広域火葬体制の強化

市単独処理での火葬が困難な場合は、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、広域的な協力体制の強化を図ります。

第5 防疫対策

市は県と連携し、災害時において感染症が発生しないよう、予防のための消毒等を実施する体制の整備に努めます。

第11節 文教対策

担当 防災安全部（総合防災課）、市民活動部（地域のつながり推進課、支所）、都市整備部（道水路管理課）、教育部（教育指導課、学務課、学校施設課）、文化財部（文化財課）

災害に対する日頃からの防災教育の推進、家庭や地域社会と連携した防災訓練の実施、市立の小・中学校に防災体制の充実のため、学校防災マニュアルの見直しや学校施設・設備の充実を図ります。

また、市は、私立学校等に対し防災対策に必要な情報を提供し、その充実を支援します。

第1 防災教育の充実

各学校は、組織的・計画的に防災教育を実施し、その推進に努めます。また、学校における防災教育指導の検証や、教職員に対する研修を実施し、防災・安全についての知識や技能等の定着を図ります。

また、児童・生徒等の命を最優先した行動対応のために、防災に係る綿密な役割分担と、学校全体での共通理解を図り、多様な場所や避難経路を想定した訓練の実施をしてまいります。

第2 家庭や地域社会との連携

避難所運営委員会会長は、避難所運営委員会を計画的に開催し、平常時から自治会・町内会代表者、施設管理者及び市職員の連携を図ります。

また、家庭・地域と連携し、学区の地理・環境・施設等の実情を考慮した防災訓練及び避難訓練を実施します。

第3 学校における防災体制の整備

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における児童・生徒の安全確保のため、各学校で作成している学校防災計画等を必要に応じて見直し、実効性のある防災計画を定めます。また、避難所となった場合は、その運営についてあらかじめ協力、支援体制を整備します。

第4 学校施設・設備等の安全性の確保

学校の施設・設備の定期的な安全点検を実施し、また、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。

第5 応急教育の実施

教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教職員を確保し、施設整備や学用品を調達するなど、応急教育の円滑な実施を図ります。

第6 文化財の保護

市は、県教育委員会と協力して文化財の災害対策を確立し、文化財を保護するための事前対策・応急対策等の啓発を図ります。

また、関係機関をはじめ広く市民等に対し文化財保護の意識の啓発や、文化財の所有者・管理者等に対し災害の事前対策、応急対策等の啓発を図るとともに、文化財の現状の把握に努めます。

第12節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

担当 防災安全部（総合防災課）、都市整備部（道路課、道水路管理課）、藤沢土木事務所、
神奈川県警察、神奈川県公安委員会

災害応急対策の実施に必要な人員・物資・資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送施設の整備を図ります。

第1 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備

1 緊急輸送道路（県指定）

県は、市町村災害対策本部、物資受入れ港の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路に指定しています。

2 市指定緊急輸送道路補完道路

市は、県の指定している緊急輸送道路を補完するものとして、浸水予測、災害予測を考慮し、必要に応じて市指定緊急輸送道路補完道路を指定します。

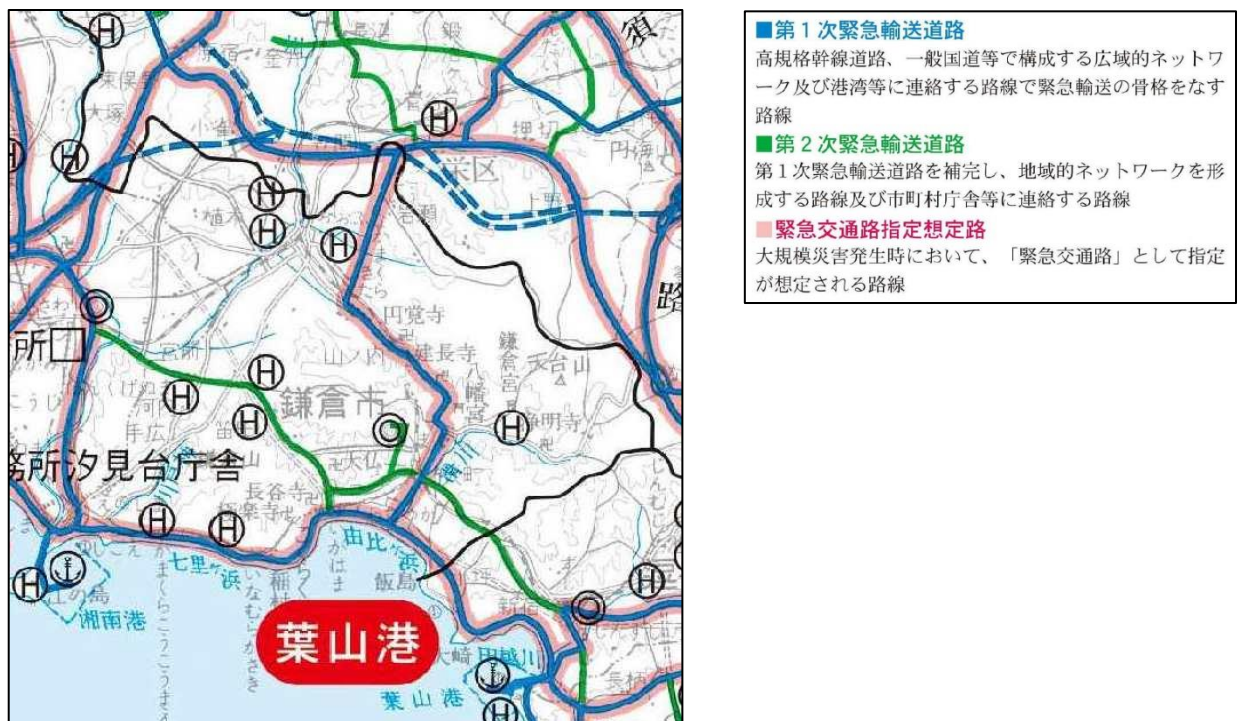
3 緊急輸送道路等の安全点検

市及び道路管理者は、緊急輸送道路・市指定緊急輸送道路補完道路の安全性を確保するため、道路及び沿道の安全点検を実施するよう努めます。

4 復旧体制の整備

市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図ります。

図 3-2 緊急輸送道路網図（出典：神奈川県緊急輸送道路網図（平成26年3月））



第2 車両及び燃料の調達・確保

1 車両の調達・確保

(1) 管理車両

緊急輸送は、原則として市管理の車両を使用し、活動に停滞のないように、十分調整を図ります。

(2) 民間企業及び県への要請

必要な車両等の確保が困難なときは、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、関係団体に自動車輸送の協力を要請するとともに、県に対して要請又は調達・あっせんを依頼する体制を整えます。

(3) 燃料の確保

市は、ガソリン・重油・軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。

2 その他の輸送力の確保

市は、車両のほか、船艇・鉄道・航空機等についても、関連機関との連携・協力体制を強化し、災害時の緊急輸送手段の確保に努めます。

3 物資受入れ港

県の指定する物資受入れ港のうち、市に関係するのは湘南港です。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

1 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

県の指定するヘリコプター臨時離着陸場は、笛田公園運動場と県立鎌倉高等学校グラウンドであり、また、市ではヘリコプター臨時離着陸場をあらかじめ定めます。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、ヘリコプター臨時離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めます。また、緊急医療を要する被災者の受入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めます。

さらに、災害時にヘリコプター臨時離着陸場を利用できるよう、誘導案内設備の整備を検討するとともに、これらの地図情報を自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前配布します。また、災害発生時、住民等の立入り等により、ヘリポートの使用に支障が出ることを平素から周知に努めます。

第4 救援物資ターミナル

市外からの救援物資を一時的に集積し、避難所等への振り分けをする救援物資ターミナルの指定を検討します。

第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出

大規模災害が発生した場合に、市管理の公用車を緊急通行（輸送）車両として迅速に活動させるため、県公安委員会に対し緊急通行（輸送）車両の事前届出を行います。

1 対象車両

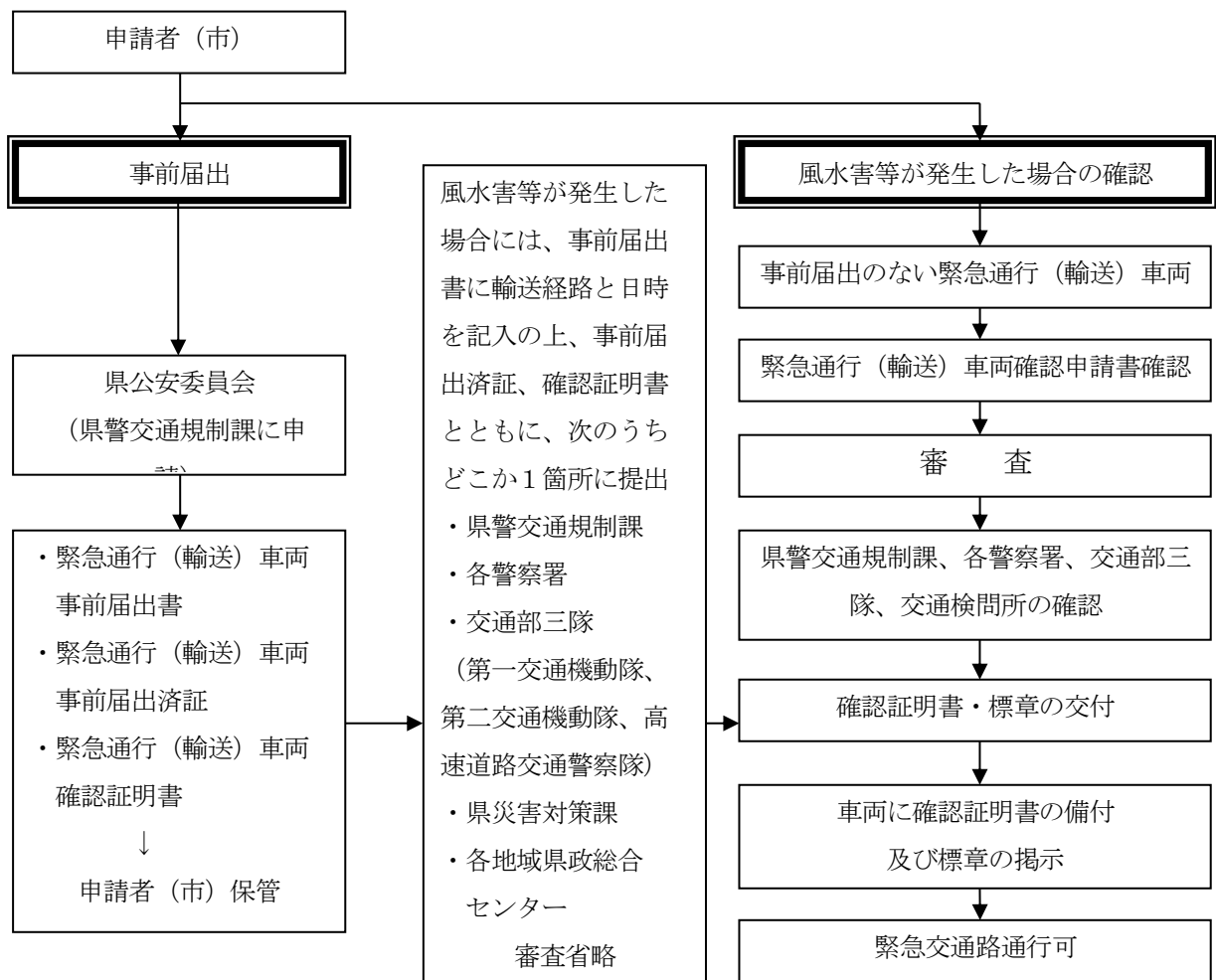
- (1) 災害対策基本法第2条第1号に基づく災害時において災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を輸送するための緊急通行車両

- (2) 災害応急処置を実施するための緊急通行車両
- (3) 地域防災計画に基づき使用される車両で、国及び地方公共団体、指定公共機関（電気、ガス事業等指定法人）の保有する車両、契約により常時専用する車両もしくは他の団体等から調達する車両

2 事前申請及び確認事務フロー

緊急通行（輸送）車両の事前申請及び確認事務のフローは、次のページに示すとおりです。

図 3-3 事前申請及び確認事務フロー



第13節 ライフラインの応急復旧事前対策

担当 防災安全部（総合防災課）、都市整備部（下水道河川課、道水路管理課）、
神奈川県企業庁、ライフライン事業者、浄化センター

第1 上水道

県営水道では、送配水管に被害が発生した場合に迅速な応急復旧活動が行えるよう、送配水管の

修理材料を備蓄しています。さらに各水道事業者間の相互応援や工事業者との応急復旧工事の協力に関する協定を締結していることから、実践的な対応が可能となるよう、必要に応じて、応急受入れや復旧活動に係る計画の見直しを行います。

また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所等防災上重要な施設に配慮し、早期に復旧できるよう、対策を進めます。

さらに、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への自家発電機の整備を進めます。

第2 下水道

災害による被害の減災を図るため、日常から保守点検を行い必要に応じて補修又は改良に努めます。

また、具体的な復旧活動のマニュアル整備を進め、土木・建設団体等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を図り、災害時には早期に復旧するよう対策をさらに進めます。

また、浄化センター及びポンプ場において各施設の点検を実施し、災害時において、送水・処理機能に支障をきたさないよう努めます。

第3 電気

東京電力(株)では、他電力会社との相互支援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と、輸送用車両・ヘリコプター・船舶・応急復旧用の発電機車・移動用変圧器車等の確保、非常災害対策要員の確保等の対策を進めています。

また、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の住民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう事前の対策を進めます。

第4 ガス

東京ガス(株)は、非常用設備の整備として、連絡・通信設備、コンピューター設備、自家発電設備の整備に努めるとともに、ガス工作物の事故の未然防止を図ります。

災害対策用資機材等の確保については、その確保に努め、調達体制を整備します。

また、利用者や他工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を促すとともに、市や防災関係機関等と協調し連携体制を整備します。

第5 電話・通信

東日本電信電話(株)神奈川事業部は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車・移動無線車・ポータブル衛星車等の配備を行い、災害時には、避難所にり災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。また、(株)NTTドコモは、移動電源車・可搬型無線基地局装置を配備する等、各社ともに電話・通信の輻輳時における災害時優先電話の確保と、一般加入電話の利用の制限等応急活動のための対策を進めています。

また、災害が発生した場合には被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳することがあるため、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル

(171)」や「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」の事前周知に努めます。

さらに、市災害対策本部施設や避難所等への臨時電話の設置が早期・円滑に実施されるよう事前の調整を行います。

第14節 災害廃棄物等の処理対策

担当 防災安全部（総合防災課）、環境部（資源循環課、環境施設課）

第1 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

市は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

また、し尿処理委託業者に対しては、市のごみ処理における対策と同様の対応を要請します。

第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は、生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保・災害廃棄物等の処理計画をあらかじめ策定するなどにより、災害時における応急体制の整備に努めます。

第3 災害時の相互協力体制の整備

市は、周辺の市町や廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制の整備に努めます。

第4 し尿処理体制の確保等

市は、し尿処理施設の破損等によりし尿処理が不能となった場合に備え、下水道施設での受け入れが可能となるよう体制の整備に努めます。

第15節 広域連携・受援体制の拡充

担当 防災安全部（総合防災課）

第1 広域応援受入体制等の強化

市は、広域応援活動拠点への応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めるとともに、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上に施設名を表示するよう努めます。

第2 情報の共有化

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の防災関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

市は、広域的応援の円滑な受入れのため、情報の共有化を図ります。

第3 応援機関との連携強化

市は、相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、市災害対策本部の組織、機能及び事務分掌の見直しを行うとともに、業務マニュアルを作成する等、応援受入体制を整えます。また、災害発生時における国内、国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県、関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点や、本市の特性に対応した歴史文化資源、文化財保護等への支援が期待できるといった観点から、遠方に所在する自治体との間の協定も締結していきます。

第16節 災害救援ボランティア活動体制等の充実強化

担当 防災安全部（総合防災課）、健康福祉部（福祉総務課）、
市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所

第1 ボランティア受入体制の整備

市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。

第2 ネットワークづくりの推進

市は、平常時から市災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や訓練の実施等を通じて、市社会福祉協議会や公益社団法人鎌倉青年会議所（以下、「鎌倉青年会議所」という。）等と災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合を想定した連携協力体制づくりに努めます。

第3 ボランティアの育成と充実

市は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、ボランティアに関する意識の啓発に努めるとともに、活動に必要な知識や技術を習得するため、市社会福祉協議会等が開催する研修会に対する支援を行います。

また、市が開催する防災訓練への参加を広く呼びかける等、ボランティアの充実を図ります。

第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

市は、大規模災害発生時等に応急対策を実施するにあたり、ボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所等と協働して、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを整備するとともに、随時内容の検証・見直しを行います。

第4章 市民・企業への啓発、自主防災活動及び防災訓練

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図ります。

第1節 市民・企業等の役割

担当 防災安全部（総合防災課）、市民活動部（観光商工課）、事業者、自主防災組織

第1 自主防災組織等の連携

本市には自主防災組織等があり、それぞれの地域において防災資機材の備蓄と訓練等を実施しています。また、市内事業所等では、管理者を中心に自衛消防隊等が組織され、当該事業所等における防災対策に努めているところがあります。

一部の地域においては、これら自主防災組織と事業所が連携して、防災訓練の実施を行っているところがあり、市は、こうした自主防災組織等と事業所との協力による地域防災体制の整備を積極的に支援するとともに、モデルケースとして広く紹介し、市全般の地域防災力の強化を図ります。

第2 市民等への周知

市は、市民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱・常備薬・お薬手帳・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡体制・行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。

第3 企業等の防災体制の確立等

1 企業等における防災への取り組み

企業等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における顧客・従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力などの社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めます。

さらに、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的とした業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

2 企業等への指導・助言

市は、事業所での安全確保・防災体制の整備等が十分に検討されていない企業等に対しては、実態に即した防災体制が確立されるよう助言します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の帰宅困難者の発生に備え、従業員のほか、訪問者・利用者等について、一時収容対策を図るよう要請します。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けることができるため、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から地区防災計画が提案されるよう、指導・助言を行います。

第2節 防災知識の普及と意識の向上

担当 経営企画部（秘書広報課）、総務部（職員課）、防災安全部（総合防災課、市民安全課）、健康福祉部（福祉総務課、高齢者いきいき課、障害者福祉課）、教育部（教育指導課）、こどもみらい部（保育課、青少年課）、学校、社会福祉施設、鎌倉市交通安全協会

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、市職員等に対し防災上必要な知識を普及し、その高揚を図ります。

第1 市民等に対する防災知識の普及

1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市・県・国・公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められます。

このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとします。

2 普及方法

- (1) 広報かまくら、市ホームページ等、市の広報媒体を活用して、防災知識の啓発を行います。
- (2) 防災関係資料の作成・配布を行います。
- (3) 防災講演会や防災教室等を開催し、防災知識の普及を図ります。
- (4) 市の防災に対する取組を積極的に報道関係に発表するなどして、市民の防災意識を喚起します。

3 市民等に対する教育内容

市は、関係機関と協力して市民・自主防災組織・事業所の従業員等に対して、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にとるべき措置・防災応急対策等、次の内容について、その周知を図ります。

- (1) 風水害等に関する知識
- (2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の違いや、避難準備情報・避難勧告・指示の違いに関する知識
- (3) 屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置
- (4) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の心得

- (5) 風水害発生時における正確な情報の入手方法
- (6) 市及び防災関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- (7) 災害危険要因に関する知識
- (8) 各地域における避難所等に関する知識
- (9) 平常時、市民等が取るべき心得、生活必需品の備蓄等

4 市民の心得

市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
- イ がけ崩れ、出水に注意すること
- ウ 物干し竿や植木鉢等の飛散防止等の対策を実施すること。
- エ 家のまわりの側溝のゴミや泥を取り除き、水はけをよくしておくこと。
- オ 雨戸やシャッター、ひさし、トタン屋根などの破損、がたつき、緩み等の修理をすること。
- カ 食料・飲料水（最低3日分、推奨1週間分）、トイレトペーパー等の買置き、携帯トイレ、非常持出品、土のう等を準備すること。
- キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
- ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。

(2) 災害時の心得

- ア 正しい気象情報、避難情報等を収集し、冷静に行動すること。
- イ 早めの避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保の実施すること。（不要不急の外出の自粛、屋内待避による安全確保）
- ウ がけ・海・川には近寄らないこと。
- エ 市民が協力して応急救護を行うこと。
- オ 秩序を守り、衛生に注意すること。
- カ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言板（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
- キ 要配慮者への支援を行うこと。
- ク 災害時の男女双方の視点に配慮すること。

(3) 避難時の心得

- ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。
- イ 3日分の食料・飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。
- ウ 服装は軽装で素足をさけ、雨具のほかヘルメット等を着用し、必要に応じて防寒衣を携行すること。
- エ 来街者や観光客（外国人を含む）に避難方法・避難場所を案内すること
- オ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。

5 自動車運転者等に対する教育

自動車の運転者等に対し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における自動車の運行措置について、県警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら、様々な機会を通じて周知

します。

第2 児童・生徒等に対する教育

市・教育委員会・学校等は、児童・生徒等に対して、災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れる等、防災教育の充実に努めます。

第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、災害に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

第4 職員に対する教育

防災対策の万全を期するため、市職員の防災知識の習得・災害時における個々の役割分担・管理業務の任務等について防災教育を実施します。

この場合、災害発生時等のそれぞれの職場の役割分担等について、新採用者等を含めて職場研修会・訓練・講習会を開催し、市職員にその周知徹底を図ります。

なお、内容は次の事項を含むものとします。

- (1) 市地域防災計画の熟知
- (2) 災害に関する知識
- (3) 市職員が果たすべき任務分担
- (4) 防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 今後、防災対策として取り組む必要のある課題

第5 その他の防災知識の普及・啓発

市は、横浜地方気象台と連携して竜巻等の突風災害について、竜巻注意情報等の意味や内容、被害の特徴、身の守り方などの普及啓発を行います。

また、市は、平成26年2月に全戸配布した「かまくら防災読本」を活用し、各種防災知識の普及に努めているところですが、今後も研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努めます。

第6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。

第3節 自主防災組織・防災コミュニティの育成強化

担当 防災安全部（総合防災課、市民安全課）、市民活動部（地域のつながり推進課、支所）、
消防本部、消防団、自主防災組織

大規模災害時においては、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図ります。

第1 自主防災組織の育成

災害の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、各行政機関や防災関係機関が対策を講ずることは当然のことですが、市民等が「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに自主防災組織を結成し、活動することが極めて重要です。

1 自主防災組織の育成指導

市は、地域防災活動を推進するため、自治会・町内会等を中心とした自主防災組織の育成を図ります。

また、結成された自主防災組織が災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。

さらに、自主防災組織・消防団等地域の組織との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などに努めます。その際、女性の参画の促進に努めます。

2 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためにはあらかじめ組織の編成を定めておきます。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意します。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成します。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼間の活動に支障のないよう組織を編成します。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛防災組織と連携を密にします。

(2) 自主防災組織の規約及び防災計画

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、ガイドラインを設けて明確にします。そのうえで、自主防災組織における平常時及び非常時の活動内容を規定した、地区防災計画を作成するよう助言します。

3 自主防災組織の役割

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図ります。

イ 防災訓練の実施

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要です。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては通常次のようなものが考えられますが、地域の特性を加味した訓練とします。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施します。

(イ) 救出救助訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により下敷きとなった人をジャッキ・バール・チェーンソー等を用いた救出法を習得します。

(ウ) 応急救護訓練

AEDを用いた心肺蘇生法・負傷者の搬送方法・外傷の応急手当の方法等を習得します。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、被害の拡大の原因となるものが多く考えられることから、市民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に点検を行います。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、これらの資機材は日頃から点検して、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において直ちに使用できるようにします。

また、自主防災組織は住民に対して、市が設置した防災備蓄倉庫内の資機材の内容、使用方法等について周知するよう努めます。

(2) 災害時の活動

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施します。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにします。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況・救助活動の状況等を必要に応じて市に報告し、混乱・流言飛語の防止にあたります。

(3) 救出救助活動の実施

家屋の崩壊やがけ崩れにより、下敷きになった人をジャッキ・バール・チェーンソー等を用いて、速やかに救出活動を実施します。

(4) 応急救護活動の実施

負傷者に対しては、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、仮設救護所等へ搬送します。

(5) 避難の実施

市長・警察官・県知事等から避難勧告・指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。

避難の実施にあたっては、次のことを留意します。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないことを、確認しながら実施します。

- 市街地……………落下物、危険物
- 山間部・起伏の多いところ……………がけ崩れ、土石流等
- 低地……………浸水

避難誘導にあたっては、危険防止のため避難経路は、1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておきます。

イ 住民が避難するときには、持ち物は必要最小限にまとめ、速やかに避難するよう、十分注意します。

ウ 要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させます。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となります。

これらの活動を円滑に行うために、自主防災組織は保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力します。

4 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成を図るため、次による支援をします。

(1) 防災資機材等の整備補助

自主防災組織に対する鎌倉市自主防災活動育成費補助金を交付します。

(2) 自主防災組織育成のための職員派遣

- ア 要請による映画会、講習会等の防災知識の普及活動
- イ 防災訓練等の指導
- ウ 防災計画立案等の指導及び助言

(3) 自主防災組織への資料提供

自主防災組織の育成上、次の資料を提供します。

- ア 防災知識普及に関する資料
- イ 防災組織の結成及び育成に関する資料

(4) 防災訓練に係る補助

防災訓練開催に伴う経費について、自主防災組織連合会に加盟している自主防災組織において実施する場合には補助を行います。

第2 消防団の機能強化

市は、消防団の施設・設備の充実を促進するとともに、消防団員に対する教育訓練を実施するほか、表彰や消防活動に対する評価を通じて、その機能強化に努めます。

第4節 防災訓練の実施

担当 全部署、水防団（消防団）、自主防災組織等

市は、地域防災計画の熟知及び防災関係機関との連携強化、並びに各事業所又は市民の防災意識の高揚等を図るため、各種の災害を想定した防災訓練を実施します。

また、要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災訓練や避難訓練等、多様で実践的な訓練を実施します。

さらに、夜間や市内における大規模災害の発生、県内外における広域的な対応訓練を実施するなど、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、要配慮者を含めた実践的な訓練を実施します。

訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めることとします。

第1 防災訓練の種類

1 総合防災訓練

各種災害を想定して、防災関係機関・各事業所・市民その他関係団体等の協力を得て、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性の確認を含めた応急対策活動を総合的に実施します。

2 避難所運営訓練

災害時における避難所の開設運営が円滑に行われるよう、炊き出し訓練や仮設トイレの設置訓練などの避難所運営訓練を実施します。

3 通信訓練

気象予報・警報等災害情報の受伝達、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指示を迅速かつ適切に行えるよう、必要に応じて通信訓練を実施します。

4 動員訓練

勤務時間外に災害が発生した場合に、災害に対処するため必要な人員を早期に動員し、活動体制を確立するための訓練を実施します。

5 災害対策本部（現地災害対策本部）設置、運営訓練

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合を想定し、災害対策本部（現地災害対策本部）の設置及び運営訓練を実施します。また、訓練に際しては、図上訓練の実施により、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図ります。

6 避難訓練

避難勧告及び指示・避難誘導等、地域住民を安全に避難させるための訓練を実施します。

7 水防訓練

水防管理者は、関係機関・団体との連携を強固にし、水防活動を円滑に遂行するため、水防訓練を実施します。

8 その他の訓練

必要に応じ、独自に、又は関係機関と連携・協力して個別訓練を実施します。